

公 告

次のとおり公告します。

令和7年6月3日

分任支出負担行為担当官
中国地方整備局
岡山河川事務所長 小平 剛弘

1. 概要

(1) 委託名

令和7年度小田川箭田地区河道内再繁茂対策委託

(2) 目的

本業務は河川法第99条に基づき、河川法施行規則第37条の6で定める河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人への委託とする。本業務は岡山河川事務所が管理する小田川河道内の再繁茂対策(草地化・樹林化防止)を目的とし、住民が主体となって河道内の再繁茂対策を実施するものである。

(3) 委託区間

高梁川水系小田川河道内（二万橋～福松橋上流約190m区間）

(4) 委託期間

契約締結の日の翌日 ～ 令和8年3月31日

(5) 本委託を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する書類をもって審査し選定する。

その後、岡山河川事務所において委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(6) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託内容を区分するものとする。

2. 参加資格要件

次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(3) 河川（ダム含む）における清掃若しくは除草等に関する活動実績（令和2年度～令和6年度までの実績（過去5年））及び活動実施体制があること。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒700-0914 岡山県岡山市北区鹿田町2丁目4番36号

電話 086-223-4473

国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所

担当： 経理課 専門調査官

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和7年6月3日（火）から令和7年6月11日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒700-0914 岡山県岡山市北区鹿田町2丁目4番36号
国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所 1階 経理課
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和7年6月4日（水）から令和7年6月11日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。
- ② 提出場所：上記3.（2）②に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

(4) 申請に関するヒアリングの有無 有（ただし、河川協力団体は除く。）

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための紹介窓口 3.（1）に同じ。
- (3) 申請資料に虚偽の記載を行った場合は、当該申請資料を無効とするとともに、記載を行った申請者に対して指名停止を行うことがある。
- (4) 特定した申請内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (5) 委託については、委託者の積算した委託費において協議を行い、協議書の締結を持って委託するものとする。
- (6) 要件を満たす応募者が複数の場合、委託内容を分割し委託するが、分割内容についてはヒアリングを実施し決定することを基本とする。
- (7) その他の詳細については、「説明書」による。